

令和2年5月18日

学校再開にあたり新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための基本方針

瀬戸市立水南小学校

令和2年度の学校生活を開始するにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、以下の3つの条件（3密）にならないよう対策を講じることとし、その際の基本方針について以下に示します。

ただし、今後の情勢の変化により、内容を変更することがあります。

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 密閉空間で換気が悪い | 【密閉】 |
| 2. 手の届く距離に大勢の人がいる | 【密集】 |
| 3. 近距離での会話や発声がある | 【密接】 |

1 健康管理・感染予防のために

- (1) 抵抗力を高めることが重要であることを指導する。
 - ・ 「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」
- (2) 児童および教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無の確認をする。
 - ・ 児童の「健康カード」は、昇降口で回収する。検温を行っていない児童は、職員室または保健室で検温してから教室に入る。
 - ・ 熱の高い人、風邪症状のある人は登校しない。
 - ・ 学級担任による朝の健康観察は特に入念に行う。
 - ・ 同居するご家族についても、毎朝の検温や、風邪症状の有無等の確認をお願いします。
- (3) 手洗いを習慣づける。
 - ・ 登校時、長い放課の終了時、給食前、清掃後、昼の放課終了時、他の児童と共有する教材や教具・器具等を使用する前後などにこまめに手洗いをする。
 - ・ 手洗いは、流水と石けん液で洗う。手ふきハンカチは個人持ちで、共用しない。流水が使えないときには、アルコール手指消毒液を使用する。
 - ・ 手洗いのための時間が十分に確保できるよう、授業の開始や終了時刻には、当面柔軟に対応する。
- (4) 児童の活動場所の換気を行う。
 - ・ 教室等は、廊下側の窓と扉は基本的には常時開放する。南側の窓は、授業中も状況に応じて開放し換気する。
 - ・ 廊下の窓は、基本的には常時開放する。

- ・ 冷暖房器具の使用など気候に応じた対応が必要な場合も、密閉状態になることを避る。
(児童には、体温調節のできる服装を着用することをすすめる。)
- (5) 咳エチケットに心がける。
 - ・ 咳エチケットのために学校生活全般においてマスクの着用を心がける。
- (6) ソーシャルディスタンス（社会的距離）を確保する。
 - ・ 学校生活の様々な活動において、可能な限り密集・密接にならないように配慮する。
- (7) 児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、出席停止の措置をとる。その際は、保健所・校医・市教委等の指導を受けながら対応する。
- (8) 児童に発熱等の風邪の症状がみられるときは、校長の判断のもと、自宅で休養するよう指導する。この場合「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- (9) 感染者や濃厚接触者とその家族、また、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者および社会機能の維持にあたる方とその家族に対して、偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないことを指導する。

2 教科指導について

- (1) 授業の座席に配慮する。
 - ・ 向き合う形は避け、基本は黒板の方を向く。
 - ・ できる限り座席の間隔をあける。
- (2) 各教科の指導においては、3密に当てはまらないよう留意する。
 - ・ 当面の間、隣同士及びグループでの話し合い活動等を控える。
 - ・ 当面の間、身体接触を伴う運動やレクリエーション等を控える。
 - ・ 音楽の歌唱指導、リコーダーや鍵盤ハーモニカの楽器演奏は、特に換気とソーシャルディスタンスに心がける。
 - ・ 理科室・図工室・家庭科室の座席配置には十分に留意する。
 - ・ グループでの実験・実習等については、必要最小限のものにとどめる。
 - ・ 家庭科の調理実習は当面の間実施せず、延期する。
 - ・ 今年度は、「水泳」の学習を行わない。

3 給食指導について

- (1) 準備前には全員が流水と石けん液で入念に手洗いをする。
- (2) 配膳時には学級全員がマスクを着用する。

- (3) 机の配置は、グループなどの向かい合わせにしない。
- (4) 配膳は、健康状態、衛生的な服装等の確認できた当番児童のみが行う。
- (5) おかわり等の際には、多数の児童が食器やトングに触ることがないように配慮する。

4 清掃指導について

- (1) 換気を十分にしている。
- (2) 床のぞうきんがけは、柄付きモップで行う。
- (3) 使用したぞうきんは、まとめて洗濯機で洗濯・消毒し、乾燥する。
- (3) 清掃後は、念入りの手洗いがいを行う。
- (4) 児童の下校後、教職員は次亜塩素酸ナトリウムで児童の手の触れやすい場所（机・いす、扉、手すり、スイッチ等）や道具等の消毒を行う。
- (5) 6月3日までは、児童下校後に教職員が教室・廊下・トイレ・階段等の清掃を行う。

5 登下校について

- (1) 登校は、通学班で登校する。
 - ・ マスクを着用し、人との間隔を意識する。
- (2) 下校は、当面の間一斉下校とする。
 - ・ マスクを着用し、人との間隔を意識して運動場に集合する。
 - ・ 雨天時は、放送で下校指示を出し、密を避け学年下校とする。
- (3) 下校時は、当面の間教職員の付き添い下校を行う。

7 その他学校・学年行事について

- (1) 全校児童が集まる集会や行事は、当面の間実施しない。
 - ・ 実施する場合は、原則運動場で行う。
- (2) 5年生の野外活動について、今年度は宿泊を行わない。
 - ・ 10月23日に延期し、炊飯等の活動について、実施可能な方法について検討する。
- (3) 大型バスや公共交通機関を利用する校外学習について、当面の間、実施を見合わせる。
 - ・ 実施については、2学期以降に状況を見て実施の時期や実施の可否、実施方法などを検討して判断する。
- (4) 徒歩による校外学習についても、実施の時期や実施の可否、実施方法などを検討する。